

報告第4号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年9月1日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

佐賀県杵島郡大町町 5017
大町町長 水川 一哉

2 事案の概要

令和 5 年 7 月 25 日午後 0 時 30 分頃、佐賀県佐賀市堀川町 1-1 佐賀県市町会館駐車場にて、公用車を出そうとバックしていたところ、右後方に駐車されていた相手車両の後方左側と、公用車の後方右側が接触した事案である。

3 和解の内容

町は相手方に対し、損害賠償金として 61,028 円を支払う。

位置図

